

第5回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月26日 午後5時から

2 開催場所 由仁町役場3階委員会室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について
(4件)

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分1件)

日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分1件)

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買
入れ協議を行う旨の要請について
(4件)

日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(所有権移転3件、賃貸借1件)

日程第8 議案第6号 令和7年度最適化活動の点検・評価について

4 出席
委員

1 番 鷺見幸生	2 番 杉本道哉	3 番 川端 敦
4 番 田中昭一	5 番 高橋 智	6 番 森長正徳
7 番 西田勝敏	8 番 佐藤弘之	9 番 河端英利
10 番 松田一博	11 番 橋口善一郎	12 番 青山佳代子
13 番 山田正人	14 番 中道雅彦	15 番 北川正則

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしく願います。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和8年第5回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしく願います。

議長 本日招集いたしました令和8年第5回由仁町農業委員会総
会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第5回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
1番 鷺見委員、2番 杉本委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひ
ますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』

本件は、土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の2ページをお開き願います。

1番ですが、貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

土地の所在は、山柵882から957までの6筆の田と1筆の畑で、合計面積は131,472㎡です。

貸主は山柵自治区の■■■■氏、借主は本三川自治区の■■■■
■■■■でございます。

『解約通知書』については、議案資料の1ページ、2ページになりますが、令和8年3月6日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の2ページにお戻り願います。

主査

2 番ですが、借主の法人化に伴い、貸主がその法人へ農地を貸付することから賃貸借を解約するものであります。

土地の所在は、古山 646-1 の 1 筆の畑で、面積は 7,680 m²です。

貸主は札幌市中央区の [REDACTED] 氏、借主は古山自治区の [REDACTED] 氏でございます。

『解約通知書』については、議案資料の 3 ページになりますが、令和 8 年 5 月 8 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の 2 ページにお戻り願います。

3 番ですが、貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

土地の所在は、西三川 547-1 から 557 までの 3 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 39,551 m²です。

貸主は西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じ西三川自治区の [REDACTED] でございます。

『解約通知書』については、[REDACTED] 氏の解約が議案資料の 4 ページ、5 ページ、[REDACTED] の解約が議案資料の 6 ページ、7 ページになりますが、それぞれ令和 8 年 5 月 7 日付けで提出があり、合意解約の成立した日が同日、土地の引渡しの日が令和 8 年 5 月 26 日に行われるものであります。

議案の 2 ページにお戻り願います。

4 番ですが、令和 4 年 4 月 29 日付けで農地法第 3 条で許可した案件で、借主については、農地所有適格法人ではないため、解除付条件を含めた契約を行い、貸主も農業法人の役員・構成員として、将来的に農地所有適格法人を目指して、経営規模を拡大をしながら、事業を展開していく予定となっておりましたが、当初の計画どおりに事業を継続していくことが困難となったことから、今回双方の協議により合意解約が成立し、賃貸借を解約するものであります。

土地の所在は、西三川 572 から 579-1 までの 2 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 106,780 m²です。

主査

貸主は西川自治区の■■■■氏、借主は■■■■
■■■■でございます。

『解約通知書』については、議案資料の8ページになりますが、令和8年5月11日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

なお、すべて6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

議長

日程第4、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長

議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査

(内容説明)

議案第2号について、ご説明いたします。

議案の4ページをお開き願います。

本件は、農業用施設の建設に係る農地転用であります。

1番ですが、申請人は西三川自治区の■■■■氏で、申請地については、西三川505-6の1筆の畑で、転用面積が665㎡です。

申請内容については、農機具や収穫した農作物などを格納するための農業用格納庫を建設するもので、残地については、通路として利用するものであります。

工期については、6月10日から7月31日までとなっています。

申請地は、農振農用地区域内の農地であり、農地法上では、原則転用はできませんが、農振農用地区域から除外を行えば、農業用施設や地域農業の振興に資する施設は、農地法上の例外許可事由に該当することから、転用することが可能となっております。

現在、町において本件の申請地について、農振農用地区域からの用途区分の変更手続きを行っております。

農地転用の許可基準では立地基準と一般基準というものがあり、立地基準は農地を、農振農用地区域内農地・第1種農地・第2種農地・第3種農地に区分したうえで、転用の用途に照らし合せて判断することになり、農振農用地区域内農地と第1種農地は優良農地ということで例外規定はありますが、原則転用不可でございます。

第3種農地は市街地もしくは市街地化が著しいところにある農地で、こちらは原則許可となっています。

第2種農地は1種にも3種にも該当しない農地であり、第2種農地は、第1種とほぼ同様の取り扱いになりますが、非農地や第3種農地に立地困難で代替できない場合は、例外許可事由にあたり、転用可とされています。

主査 農地を区分する立地基準で問題がなければ次に一般基準によって判断することになります。

一般基準の主なものとして、資力・信用があるか、計画に基づいて確実に事業を実施できる見込みがあるか、事業実施にあたって必要な同意を関係者から得ているか、他の法令が関わる場合に許認可等を受ける見込みはあるか、転用面積は転用目的を達成するうえで妥当な面積か、周辺農地への影響や災害の恐れがないかといった観点から審査を行います。

申請地を図面で説明しますので、議案の 5 ページをお開き願います。

申請地は、右上の航空写真図になりますが、西三川地区の国道 274 号線沿いで、許可申請地と記載してある白線で囲まれた農地であります。

土地利用計画については、右下の図面に記載されている計画のとおりとなっております。

今回の申請については、農業者の営農上止むを得ないものであり、かつ、必要最小限の面積であることが求められますが、転用面積も最小限に抑えられており、農業の振興が図られるものと判断されるものであることから、申請内容は妥当と判断されると思われます。

審査内容については、議案資料の 9 ページ、10 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、5 月 22 日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として許可すること
にご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定
いたしました。

議長 日程第5、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申
請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について
（農業委員会許可分）』
本件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出
があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するに
あたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審
議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主査 議案第3号について、ご説明いたします。
議案の7ページをお開き願います。
本件については、耕地改良及び砂利採取並びに表土堆積
場・運搬道路の設置による一時転用であります。

1番ですが、申請者は、東三川自治区の[]氏で、事
業実施者は、川端の[]です。

事業実施場所については、東三川 2663、2664 の2筆の田
で、転用面積は 25,368 m²です。

転用期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日ま
での1年間となっています。

なお、立地基準については、農振農用地区域内の農地に区
分され、原則転用不可となりますが、今回は一時転用ですの
で、特に問題がないものと判断しております。

主査 また、一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

 審査内容については、議案資料の 11 ページ、12 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

 次に申請地を図面で説明しますので、議案の 8 ページを開き願います。

 申請地は、右上の航空写真図になりますが、東三川地区の町道吉本線の南側で、許可申請地と記載してある白線で囲まれた農地であります。

 以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、5 月 22 日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
 ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
 議案第 3 号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
 よって、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 6、議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。

 事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

本件は、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第4号について、ご説明いたします。

議案の10ページをお開き願います。

本件は4件で、農地売買等支援事業の一時貸付タイプとして、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、由仁町長が本事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

1番ですが、土地の所在は山柵941から957までの5筆の田と1筆の畑で、合計面積は88,851㎡です。

あっせん申出者は、山柵自治区の■■■■氏です。

本件は3月23日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、本三川自治区の■■■■

■■■■を予定しております。

議案資料の13ページをお開き願います。

農地は、山柵地区の道道山柵線の西側にある農地であっせん申出地②から⑦までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格については、あっせん申出地②から④、⑥、⑦の田が10aあたり■■■■円、あっせん申出地⑤の畑が10aあたり■■■■円、合計金額が■■■■円です。

なお、あっせん申出地①については、公社事業の即売りタイプになりますので、議案第5号でご説明いたします。

主査

議案の 10 ページにお戻り願います。

2 番ですが、土地の所在は岩内 2804、東三川 1659 から 1663 の 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 52,830 m²です。

あっせん申出者は、東三川自治区の■■■■氏です。

本件は 2 月 13 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ東三川自治区の■■■■、■■■■氏を予定しております。

議案資料の 14 ページをお開き願います。

農地は、岩内地区の町道東谷地線の西側と東三川地区の町道前田支線の西側にある農地であっせん申出地①、②、④、⑤の白線で囲まれた農地です。

最初に■■■■が事業参加者となる農地ですが、公社買取価格については、あっせん申出地①の田で 10a あたり■■■■円、金額が■■■■円です。

続いて、■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、公社買取価格については、あっせん申出地②の畑が 10a あたり■■■■円、あっせん申出地④、⑤の田が 10a あたり■■■■円で、合計金額が■■■■円です。

なお、あっせん申出地③の田については、公社事業の即売りタイプになりますので、議案第 5 号でご説明いたします。
議案の 10 ページにお戻り願います。

3 番ですが、土地の所在は西三川 547-1 から 557 までの 5 筆の畑で、合計面積は 38,242 m²です。

あっせん申出者は、西三川自治区の■■■■氏です。

本件は 5 月 14 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、西三川自治区の■■■■■■■■■■を予定しております。

議案資料の 15 ページをお開き願います。

農地は、西三川地区の町道西三川南北線の北側にある農地であっせん申出地①、③から⑥までの白線で囲まれた農地です。

主査 公社買取価格については、すべて畑で 10a あたり [REDACTED]
円、合計金額が [REDACTED] 円です。

議案の 10 ページにお戻り願います。

4 番ですが、土地の所在は西三川 551-4 の 1 筆の畑で、面積は 1,684 m²です。

あっせん申出者は、北広島市西の里の [REDACTED] 氏です。

本件は 5 月 14 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、西三川自治区の [REDACTED]
[REDACTED] を予定しております。

議案資料の 15 ページをお開き願います。

農地は、西三川地区の町道西三川南北線の北側にある農地であっせん申出地②の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格については、畑で 10a あたり [REDACTED] 円、金額が [REDACTED] 円です。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 4 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 7、議案第 5 号『農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第 5 号『農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第 5 号について、ご説明いたします。

議案の 12 ページをお開き願います。

本件は、所有権移転が 3 件、賃貸借が 1 件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、6 月 24 日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

1 番については、公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しで、土地の所在は古川 818-1 の 1 筆の田で、面積は 10,068 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、三川泉町の [REDACTED] 氏で、令和 5 年度の 5 年貸付事業です。

主査

2 番・3 番については、2 月と 3 月にそれぞれ開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

2 番ですが、土地の所在は山柵 882 の 1 筆の田で、面積は、42,621 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、公社事業の即売りタイプになります。

譲渡人は山柵自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は本三川自治区の [REDACTED] です。

議案資料の 13 ページをお開き願います。

農地は、山柵地区の町道西谷地線の西側にある農地であっせん申出地①の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円です。

議案の 12 ページにお戻り願います。

3 番ですが、土地の所在は東三川 1661 の 1 筆の田で、面積は、2,132 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、公社事業の即売りタイプになります。

譲渡人は東三川自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は同じ東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 14 ページをお開き願います。

農地は、東三川地区の町道前田支線の西側にある農地であっせん申出地③の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円です。

議案の 13 ページをお開き願います。

4 番ですが、借主の法人化に伴う賃貸借で、土地の所在は古山 646-1 の 1 筆の畑で、面積は 7,680 m²です。

賃貸借期間は、令和 18 年 11 月 30 日までの 11 年間で、賃貸借料は、10a あたり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は札幌市中央区の [REDACTED] 氏、借主は、古山自治区の [REDACTED] で新規の案件です。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第6号『令和7年度最適化活動の点検・評価について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第6号『令和7年度最適化活動の点検・評価について』

本件は令和7年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検・評価を行ったので、これの承認を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第6号について、ご説明いたします。

議案資料の16ページをお開き願います。

本件については、令和7年3月の総会において決定した「令和7年度最適化活動の目標設定等について」、令和7年度に行った活動実績に基づき、点検・評価を行ったものであります。

この点検・評価については、国からの通知に基づき、毎年実施しているものであり、本日の総会決定後に、町のホームページで公表するとともに、北海道に提出することとなっております。

主査 (資料により内容説明)

以上で議案第6号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第6号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第6号については、原案のとおり決定しました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18時00分)

議事録署名委員

1番 齋見幸生 

2番 杉本道哉 